

生活文化スポーツ局に寄せられた都民の声と対応事例（令和4年9月分）

<都民安全> 自転車通勤についての会社の責務

従業員の自転車通勤を認めているが、条例上の会社の責務について教えてほしい。

【説明】

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について、お問合せいただきありがとうございます。

自転車通勤する従業員がいる場合、従業員を通勤させて事業活動を行っていることから、事業者にも一定の社会的責任が発生します。

条例では以下のとおり定めています。

- (1) 自転車通勤する従業員のための駐輪場所の確保又は自転車駐車場確保の確認をすること。(第30条)【義務】
- (2) 従業員が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供等を行うこと。(第14条)【努力義務】
- (3) 自転車安全利用推進者を選任すること。(第14条の2)【努力義務】
- (4) 自転車通勤する従業員に対し、自転車損害賠償保険等の加入確認、未加入の場合の情報提供を行うこと。(第27条の5)【努力義務】

それぞれ、以下により詳しく説明しています。

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 Q&A」の「Q7 自転車通勤する従業員がいるのですが、会社は何をしなければなりませんか？」を御覧ください。

<https://www.tomin-anken.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei/jitensha-joureiqa/index.html>

また、ホームページでは事業者向けのセミナーや教材も紹介しておりますので、是非研修などにお役立てください。

《自転車安全利用リーフレット》

<https://www.tomin-anken.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-4/index.html>

《自転車安全利用 TOKYO セミナー》

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-seminar/index.html>

《事業者による自転車安全利用研修》

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-anzenriyou-business/index.html>